**在宅医療部会の設置及び部会長等委員の選任について**

〇　埼玉県南部地域保健医療協議会設置要綱第１４条には、「協議会は、第２条各号に掲げる所掌事務に関し、特定の事項を検討するため、専門部会を設置することができる。」と規定されています。

〇　従前の埼玉県南部地域保健医療・地域医療構想協議会において、同協議会設置要綱に基づき、専門部会である在宅医療部会を設置していました。

〇　本協議会においても、専門部会として在宅医療部会を設置して南部保健医療圏の実情に応じて関係団体が協議のうえ、在宅医療を推進していくことを提案いたします。

〇　設置要綱第１４条第２項では「専門部会の委員は、協議会又は埼玉県南部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の一部の委員をもってこれに充てる。協議会の承認により、協議会又は調整会議の委員以外のものをもって専門部会の委員に加えることができる。」と規定しています。

　　また、同条第３項では「専門部会には部会長を置くこととし」、第４項では「部会長は協議会の委員の中から、選任する」と規定しています。

〇　つきましては、委員の選任については資料５のとおり、

　　部会長及び副部会長の選任については下記のとおり、事務局より提案させていただきます。

＜事務局案＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役 職 名 | 氏　　　名 | 区分 | 備　　　考 |
| 部会長 | 早舩　直彦　委員 | 新任 | 一般社団法人蕨戸田市医師会　会長 |
| 副部会長 | 長江　厚　　委員 | 新任 | 一般社団法人川口市医師会　会長 |

（理由）

　　従前の埼玉県南部地域保健医療・地域医療構想協議会　在宅医療部会に引き続き、会長には蕨戸田市医師会長である委員を、副部会長には川口市医師会長である委員を選任いただき、地域における在宅医療の一層の推進に必要な事項を協議していくことが最善であるため。